

「松山・白石の鼻巨石群調査委員会」規約

第1条（名称）

この会は正式名称を「松山・白石の鼻巨石群調査委員会」と称し、英語表記で「The Matsuyama Shiraishinohana Megaliths Laboratory」を使用する。

第2条（事務局）

この会の主たる事務局を松山市梅津寺町1335-4（松山市高浜公民館内）に置く。

第3条（目的）

この会は主として松山市高浜町の白石の鼻の海岸一体に存在する巨石群の学術的な調査を中心としながら、その保全活動、学習活動を通じて、地域での利活用を検討し地域住民や他団体・組織と連携しながら地域活性化に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

この会は第3条の目的達成のため以下の事業を行う。

白石の鼻海岸一体の学術的な調査研究活動

外部組織と連携した研究活動と交流

白石の鼻巨石群の保全活動及び保全への提言活動

地域住民を主体とした季節の二至二分（夏至・冬至・春分・秋分）での夕日の観賞会・観測会の実施

調査結果・研究成果の外部へのホームページ、ブログ、勉強会等による情報提供

シンポジウム等のイベントの実施

第5条（運営資金）

この会の運営は会員が持つ人的資源（技術・ノウハウ・時間）を主とした活動資金の源泉としつつ、会費、寄付金、ホームページの広告料等を持って活動資金とする。

第6条（サポーター会員その他）

この会は執行部門の役員を主体とし実施するが、第3条の当会の目的に賛同するものはサポーター会員として登録することができる。サポーター会員は当会の会員用掲示板、SNS等の利用ができる。

サポーター会員で、当会の運営に主体的に携わりたい場合は、役員会に役員として活動したいことを申請することができる。

第7条（会費）

役員は年間2000円の会費とする。サポーター会員は無料であるがボランティアとしてこの会が実施するイベント等のサポートやそれぞれができることをできる範囲で当会の事業の支援を行う。

第6条（役員等の選出）

代表は役員会において役員相互により選出する。サポーター会員から役員を選出は役員会総会により決定する。

第7条（役員等の任期）

この会の役員任期は1年間とする。

第8条（総会等）

この会の役員は役員総会を年1回実施し、役員会は必要に応じて随時実施する。

第9条（役員総会決議事項）

収支予算及び事業計画報告
収支決算及び事業実施報告
毎会計年度の会計監査報告
会則等の新規、改正、変更、廃止等
役員等の選任および解任
その他この会の重要事項等

第10条（決議権）

委任状を含む出席役員過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところとする。

「附則」

1. 会計年度は4月1日に始まり、3月31日とする。
2. この会の会則は平成21年5月25日から施行
3. 会計年度を2月1日から1月31までに変更する。（平成22年1月11日変更）